



今年度、地権者の皆様を対象とした 普天間飛行場跡地利用に関わる 「アンケート調査」を行います。



跡地利用計画策定に向けて着々と計画づくりが進む中、平成 24 年度は、「全体計画の中間とりまとめ」を行う大切な時期となっています。そのため、今年度は、「地権者懇談会」を始めとした会合の場以外に、普天間飛行場跡地利用に関わる「アンケート調査」を実施し、より広く意見を収集したいと考えております。

アンケートの実施方法につきましては、郵送回収以外に「地権者懇談会（※表紙をご覧ください）」の場を活用して、皆さんに説明しながら直接回答を頂く形で考えておりますので、ぜひ「地権者懇談会」にも足をお運び下さい。

跡地利用に向けた取り組みをご理解して頂くとともに、跡地利用に係る多くのご意見を頂けますよう、ご協力お願い致します。



「地権者を対象とした講演会」を 開催します。ぜひご参加下さい。 ※詳細は別途ご案内致します。

宜野湾市では、地権者の皆様を対象に“普天間飛行場跡地利用に対する関心を高めてもらうこと”を目的とした「地権者講演会」の開催を 1 月下旬から 2 月上旬に予定しております。

詳細（講師、日時、会場等）が決まりましたら、別途ご案内させていただきますので、ぜひ多くの方々がご参加下さるよう、宜しくお願い致します。

※昨年度の「地権者を対象とした講演会」では…

昨年度は、上江洲純子氏（沖縄国際大学法学部地域行政学科准教授）を講師として招き、現在実施されている跡地利用に関する各取り組みの意義・目的をこれまでの取り組み経緯のおさらいとともに紹介して頂きました。

また、それらの取り組みと跡地関連の法律との関連性についても、わかりやすく解説を行ってもらい、今後跡地利用の議論をする上で理解しておかなければならない内容について再確認することができました。



【写真】平成 22 年度「地権者を対象とした講演会」の様子

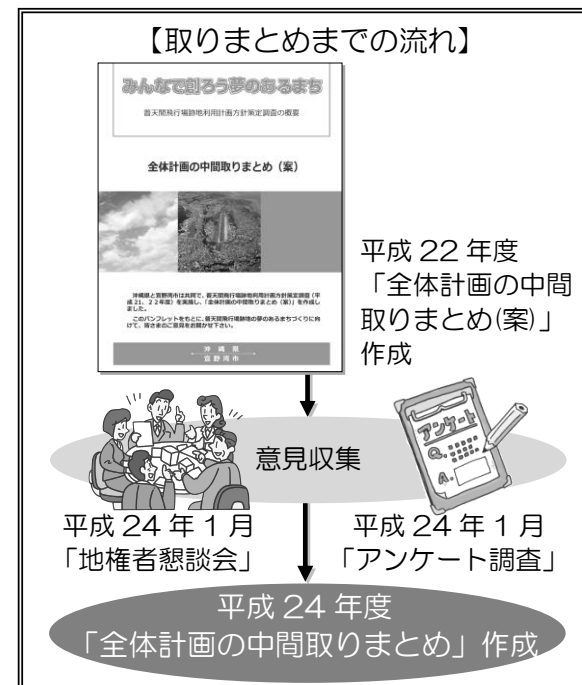


普天間飛行場跡地の土地利用構想 （「全体計画の中間取りまとめ」）が 来年度、取りまとめられます！！

宜野湾市は、沖縄県と共同で、平成 17 年度から跡地利用計画に取り組み、平成 22 年度に普天間飛行場跡地の土地利用構想となる「全体計画の中間取りまとめ（案）」を取りまとめました。平成 23 年度は、この案をもとに地権者や市民の皆様から幅広い意見等を頂き、平成 24 年度は、意見内容を反映させた形で「全体計画の中間取りまとめ」を行う大切な時期となっております。

案に対する意見募集につきましては、昨年度に引き続き、地権者の皆様を対象とした「地権者懇談会」や「アンケート調査」を行いますので、多くのご意見を頂けますよう、宜しくお願い致します。「全体計画の中間取りまとめ（案）」につきましては、「地権者懇談会」において説明しますが、本誌の中でも一部紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

第 34 号
発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
電話 098-893-4401（直通）Fax 098-892-7022
Eメール kichi01@city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>



「地権者懇談会」を開催します。 ～ぜひ皆様のご意見をお聞かせ下さい～

宜野湾市では、平成 24 年 1 月 15 日、18 日、21 日の 3 日間で地権者の皆様を対象とした「地権者懇談会」を開催致します。懇談会では、普天間飛行場跡地の土地利用構想となる「全体計画の中間取りまとめ（案）」や跡地利用に関わる「アンケート調査」等について、ご説明を行います。

【日程表】

No	開催日	会場	時間
1	1/15（日）	沖縄コンベンションセンター 会議棟 B	午後 2 時～4 時
2	1/18（水）	宜野湾市社会福祉協議会	午後 7 時～9 時
3	1/21（土）	宜野湾市農協会館 2 階	午後 2 時～4 時

どの会場にお越し頂いても構いません。

ご都合の良い日・会場に
家族やご近所の
地権者の皆様を
お誘いの上、奮っ
てご参加下さい。



「全体計画の中間取りまとめ(案)」を紹介します。



「全体計画の中間取りまとめ(案)」は、地権者や市民の皆さんから意見を頂き、その成果を反映させた形で、平成 24 年度は「全体計画の中間取りまとめ」の作成を予定しています。

その後、さらに皆さんとの合意形成を図りながら、跡地利用計画の策定という流れで進められていきます。

ここでは、跡地の具体的な姿が描かれている「まちづくり構想比較案」をご紹介します。

まちづくりのイメージ



振興拠点ゾーン

沖縄県の振興の拠点として、観光リゾートや研究交流等の機能を導入するゾーンです。

【イメージ：観光リゾート産業の振興拠点の例】



都市拠点ゾーン

宜野湾市の新しい都心として、市民が集える場所を形成するゾーンです。

【イメージ：亜熱帯庭園風の集客拠点の例】



居住拠点ゾーン

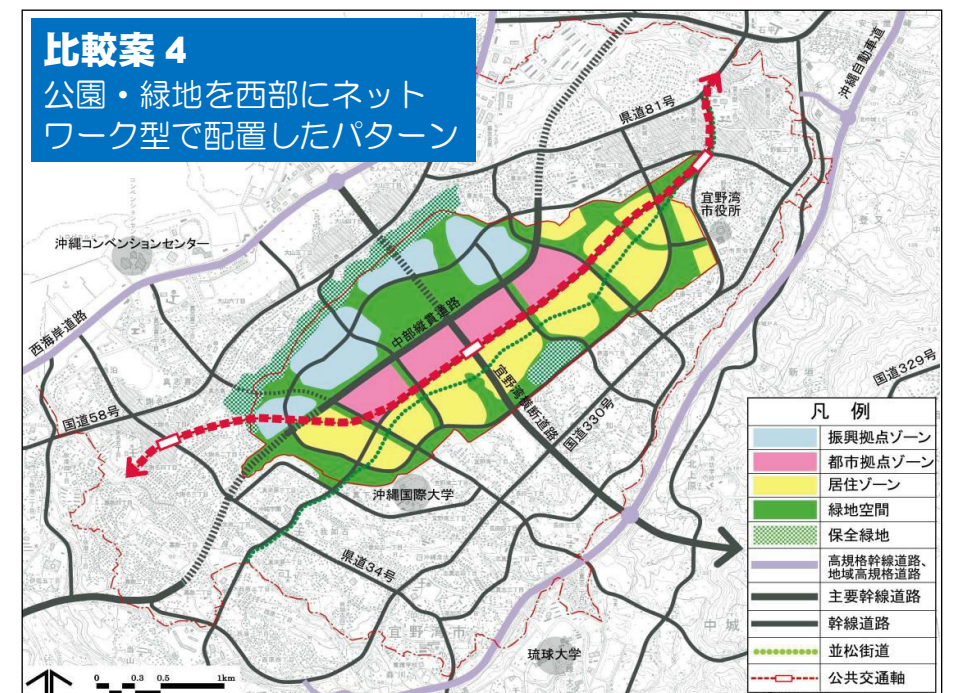
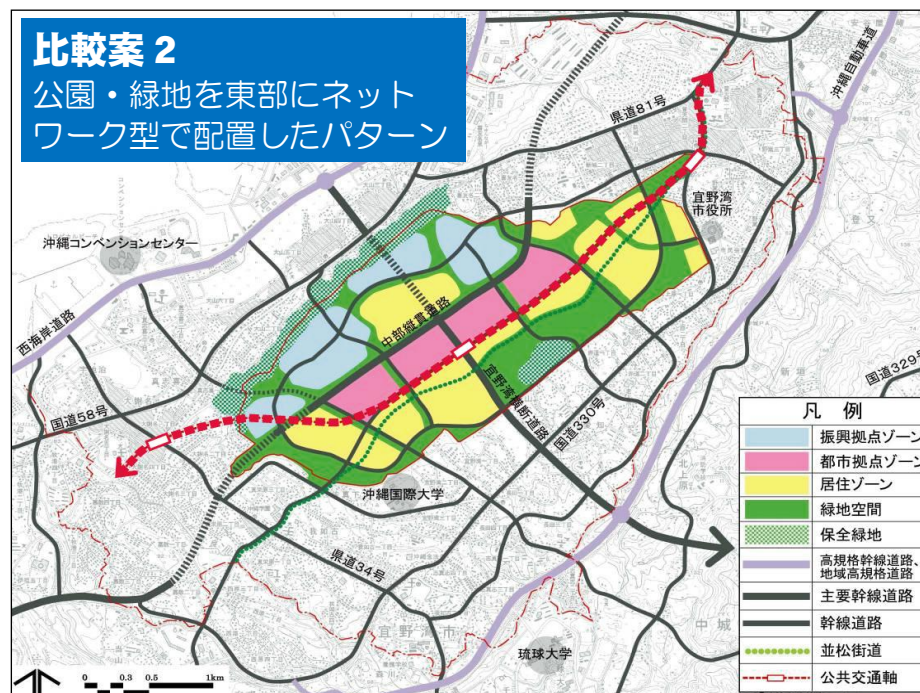
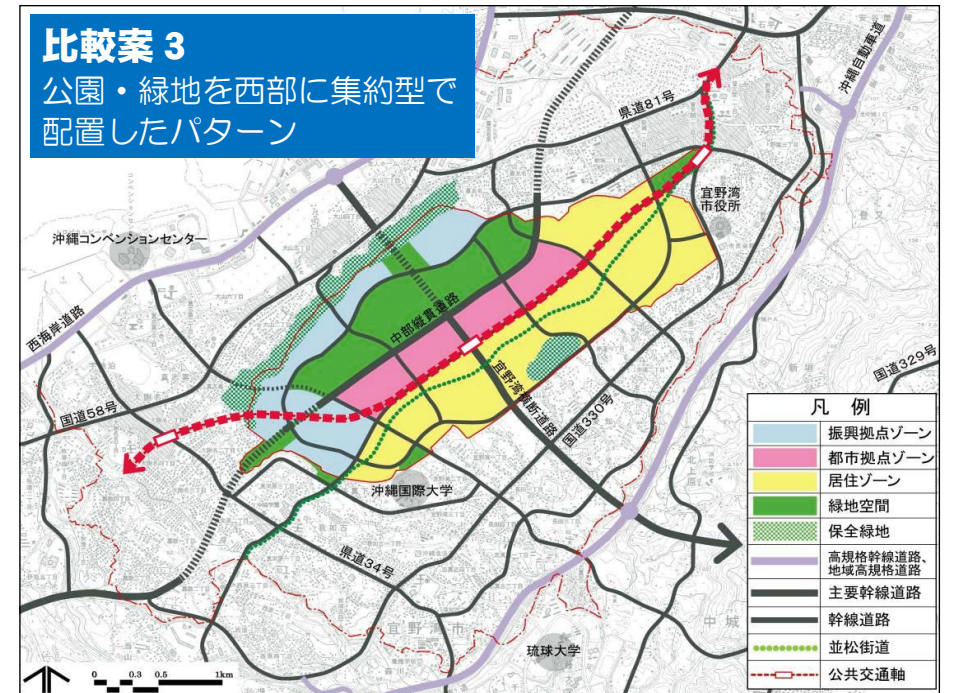
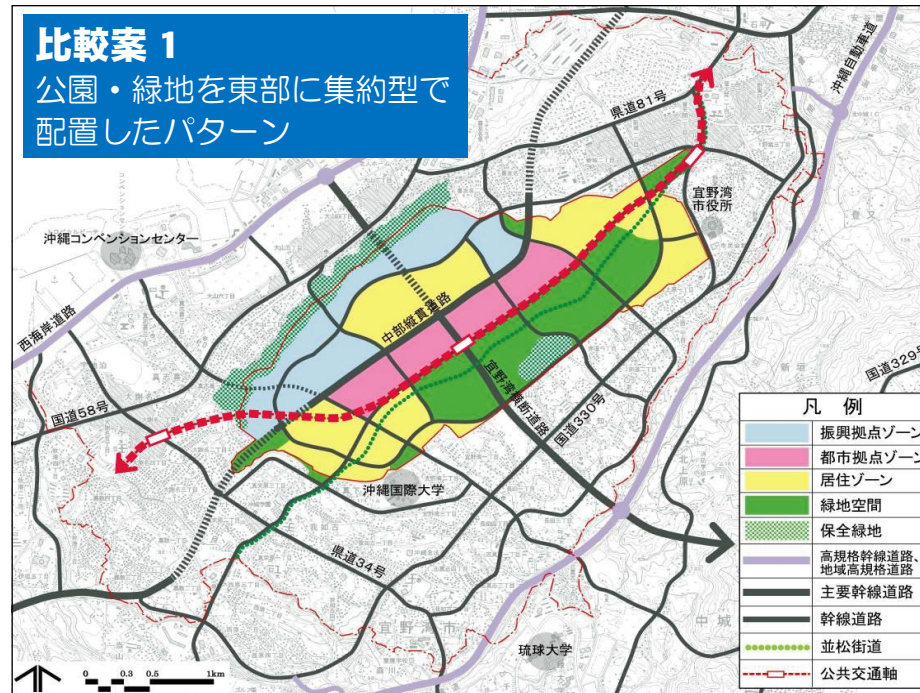
地権者や新しい来住者による定住型の居住機能や生活関連サービス機能を導入するゾーンです。

【イメージ：集落空間再生型の住宅地区の例】

※イメージ図は平成 20 年度調査報告書による

昨年度「全体計画の中間取りまとめ(素案)」でご紹介した「まちづくり構想図(4案)」からの変更点

- 昨年度の素案では、「地域産業ゾーン」を含めた 4 つの土地利用ゾーンを構想図に示しておりましたが、「都市拠点ゾーン」で想定している機能が共通するものと考えられるため、「地域産業ゾーン」を「都市拠点ゾーン」の一部とし、3 つの土地利用ゾーンで表現しております。
- 交通網では、主要幹線道路の「宜野湾横断道路」のルート変更や幹線道路を再構成しております。
- 公園・緑地では、「緑化道路」を配置パターンから除外し、ネットワーク形成型の配置パターンでは案の特性を分かりやすく示すために、「緑化道路」に代えて帯状緑地等を追加して配置しております。
- 新たに「公共交通軸ルート」を関連調査の検討ルートにもとづき、追加しております。



中部縦貫道路：宜野湾市を縦貫する道路のことで、中南部の主軸となる道路です。
 宜野湾横断道路：宜野湾市を東西に横断する道路のことです。
 高規格幹線道路：沖縄自動車道(高速道路)や西海岸道路を高規格道路として位置付けています。
 並松街道：宜野湾・神山・新城集落を結ぶ道であり、沿道の集落空間を復元するために位置付けられています。

※「まちづくり構想比較案(4案)」は、今後の意見交換等にもとづき、比較案の絞り込みや案の修正を行う必要があります。